

# ワークプランの更新——IASB

IASBは、IFRSの改訂プロジェクトに関するワークプランを7月30日付けで更新した。6月24日付けワークプランからの主な変更点等は、次のとおりである。

- 全般**
- ワークプランの区分やプロジェクトの位置づけが変更され、図表のような体裁となっている。
  - 開示イニシアティブに属するプロジェクトが、主要プロジェクト、適用関係プロジェクト、リサーチプロジェクト(図表では省略)の3つの区分に示されており、こうしたプロジェクトの集合体としての開示イニシアティブの位置づけがワークプランに付記されている。
- 主要プロジェクト**
- プロジェクトの分類：今回のワークプランから、主要プロジェクトは、図表で示した4つの区分に分類されている。
  - IFRS9号(2014年版)・・・最終基準が完成し、ワークプランから消去された。
  - 保険契約・・・再審議時期が2014年第2四半期から同年第3四半期および第4四半期に変更された。
  - リース・・・再審議時期が、2014年第2四半期から同年第3四半期および第4四半期に変更された。
  - 概念フレームワーク・・・主要プロジェクトの区分に移動された。また、公開草案の公表時期が2014年第4四半期から2015年第1四半期に延期された。
  - 料金規制対象活動・・・リサーチプロジェクトから主要プロジェクトの区分に移動された。
  - 開示イニシアティブ開示原則・・・リサーチプロジェクトから主要プロジェクトの区分に移動された。
- 適用関係プロジェクト**
- 果実生成型植物・・・基準の改訂が終了し、ワークプランから消去された。

## 林信光・新国税庁長官インタビュー——国税庁

2014年7月に国税庁長官に就任した林信光氏は、国税記の抱負などを語った。

### 税務

(図表) IASBのワークプラン

	2014年		2015年	
	第3四半期 (7月～9月)	第4四半期 (10月～12月)	第1四半期 (1月～3月)	第2四半期 (4月～6月)
<b>主要プロジェクト</b>				
基準書の公表を予定しているプロジェクト				
保険契約		再審議		
リース		再審議		
中小企業向け国際財務報告基準		再審議		
公開草案の公表を予定しているプロジェクト				
概念フレームワーク			ED公表目標	
ディスカッション・ペーパーを公表したプロジェクト				
ダイナミック・リスク管理の会計：マクロヘッジにおけるポートフォリオ再評価アプローチ(コメント期限は2014年10月17日)		パブリック・コンサルテーション		
ディスカッション・ペーパーの公表を予定しているプロジェクト				
料金規制対象活動		DP公表目標		
開示イニシアティブ				
開示原則		審議		
<b>適用関係プロジェクト</b>				
限定的な範囲における改訂				
年次改善2012-2014		IFRS公表目標		
年次改善2014-2016				ED公表目標
株式報酬取引の分類および測定の明確化(IFRS2号の改訂提案)			ED公表目標	
負債の分類(IAS1号の改訂提案)			ED公表目標	
開示イニシアティブ				
IAS1号の改訂(開示イニシアティブ)		再審議		
財務活動による負債の調整			ED公表目標	
企業とその関連会社／共同支配企業との取引から生じる利得または損失の消去(IAS28号の改訂提案)			ED公表目標	
個別財務諸表における持分法(IAS27号の改訂提案)		IFRS公表目標		
公正価値測定：会計単位		ED公表目標		
投資企業：連結処理の例外の適用(IFRS10号およびIAS28号の改訂提案)			再審議	
未実現損失に係る繰延税金資産の認識(IAS12号の改訂提案)		ED公表目標		
投資者とその関連会社／共同支配企業の間における資産の売却または出資(IFRS10号およびIAS28号の改訂提案)		IFRS公表目標		
適用後レビュー				
IFRS3号：企業結合		審議		

「ED」は公開草案、「DP」はディスカッション・ペーパー、「IFRS」は最終基準書を表している。

## 就任にあたっての抱負

国税庁の使命とは、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することである。そのため、納税者の申告意欲を高めることが国税庁の基本的な職務であり、納税者サービスの実実や納税者が自らコンプライアンスを果たす施策を進めることが大事である。また、不公平感を抱かせないように、納税義務を果たしていない方々には適切な指導・調査を行っていききたい。



加えて、現状の組織に慢心せず、グローバル化やICT化といった環境の変化に対応した組織や業務の改革を呼びかけている。それらの変化をチャンスと捉え、リーダーシップを発揮して職務に取り組んでいきたい。

消費税率が本年4月1日に引き上げられたが、改正消費税法は多くの事業者の皆様に影響を与えるものである。その改正概要や消費税のしくみを十分に理解してもらい、適正な申告・納付ができるように、広報相談・指導等を実施していきたい。

## 消費税率引上げ

平成27年以降の相続税の課税ベースの拡大

納税者に自発的な申告・納税

をしてもらうため、国税庁のHPの充実、また、申告書作成に役立つ特例の解説や申告書の具体的な記載例を盛り込んだパンフレットの作成のほか、税務署における相談体制の充実についても準備を進めていきたい。

## 社会保障・税番号制度の導入

国税庁は法人番号の付番機能としての取組みを行うとともに、個人番号および法人番号の利活用に向けた取組みを行うべく、各種システム・体制の整備などの準備を進めている。

## 富裕層の国際的な租税回避

これまで、富裕層の調査には積極的に取り組んできた。今後は、本年1月から実施されている国外財産調査制度や各国の税務当局との情報交換を適切に活用して、情報収集、調査の充実を図りたい。また、自主的な国外財産調査書の提出のために制度の広報・周知に努めていきたい。

会社法では、「種類株式」の定義はなく、「権利の内容の異なる2つ以上の株式を発行する会社」が種類株式発行会社とされる。つまり、「種類株式」は「普通株式」と「その他の普通株式」と異なる権利の株式の双方を示すことになるが、一般的には「種類株式」は普通株式以外の株式を指すことが多く、本稿でもその意味で使用している。

現在の会社法では、いくつもの種類株式の発行を認めている。そのなかには、配当・財産分配についての優先株式または劣後株式、議決権行使株式、取得請求権付株式、拒否権付株式などがある。優先株式も種類株式であり、買取防止策として利用できる種類株式もある。

さて、「種類株式」であるが、最近2つの事例が話題となっている。まず、上場を予定している中国のEコマース企業のアリババの場合で、上場後のアリババの時価総額は20兆円を超えるのではないかとされている。アリババは、まず、香港証券取引所での上場を目指したが、それを断念し、米国で上場する予定と報道されている。その理由は何かというと、経営陣が取締役の過半を占めるための「議決権に格差のある種類株式」にある。香港取引所が、この種類株式が「株主平等の原則」

を犯すので、その種類株式を認めないと判断したため、米国の取引所への上場方向転換しようである。米国のニューヨーク取引所とナスダック取引所は、「種類株式」を認めており、創業者やCEOが「議決権に格差のある種類株式」を保有するグーグルやフェイスブックといった実例もある。グーグルやフェイスブックは、創業者やCEOが「議決権に格差のある種類株式（たとえば、普通株式は1株1議決権であるが種類株式は



倍の議決権を持つことになる。会社法では、議決権の行使に関する種類株式の発行は認められているが、「議決権に格差のある種類株式」は認められないと解されるため、単元株式数を利用して、「議決権に格差のある種類株式」と同様の効果を得ているようだ。種類株式の発行については、種類株式を保有する社長が経営に安定的に関与し続けることが企業価値の向上になるという理由づけがされている。ただし、普通株式保有者の権利を守るため、他の条項（普通株式の4分の3が取得された場合には、普通株式に転換する等）が規定されている。

会社法では種類株式を認める規定はあるが、上場にあたり、種類株式を発行していることを認めるかどうかは、取引所の判断に委ねられているといつてよい。種類株式には、「株主平等の原則」から疑問のあるものもあり、原則では「株主平等の原則」を貫くのか、それとも優良・有望企業の上場を促進するために柔軟な対応をするのかは難しい選択になる。そうは言っても「株主平等の原則」が侵害される事象が起これるかどうかも含めて、今後発生する経済事象は、誰も正確には予想できないのだが…。

長谷川 茂男(中央大学専門職大学院特任教授)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2014年7月25日	東証上場会社における社外取締役の選任状況<確報>	東京証券取引所	社外取締役の選任状況について、2014年7月14日までに提出されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに作成したもの。社外取締役を選任する東証1部上場会社は1,347社(前年比12.0%増)となった。	—
2014年7月31日	公開草案 「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準)によって構成される会計基準(案)」	ASBJ	2013年8月から「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」で検討が開始され、取りまとめられたもの。①「修正国際基準の適用」、②ASBJが採択したIASBにより公表された会計基準等、③「企業会計基準委員会による修正会計基準」から構成される。コメント期限は、2014年10月31日まで。	2014年8月10日号 情報フラッシュ

## イエレンFRB議長は木をみて森もみるのか

金融

米連邦準備制度理事会(FRB)は、7月29、30日に開催した米連邦公開市場委員会(FOMC)で、市場に潤沢な資金を供給する量的金融緩和策について、市場からの資産購入額を今回もこれまでのFOMCと同様、月額100億ドル減額することを決めた。これで8月から、米国債やMBSなどの証券購入額は250億ドルになる。

10月のFOMCで購入額をゼロにすることはすでに明らかにされており、この決定自体、市場は取引材料として織込み済みである。したがって、市場が次に注目するのは、量的・質的金融緩和策の結果、4兆3千億ドルにまで膨らんだFRBのバランスシートを縮小・正常化へ向かわせる決定を行うのはいつか、事実上ゼロ金利となつていく政策金利を引上げに転じるのはいつか、という点になる。

こうした政策決定に関して、イエレン議長は明確な言質を与えないことを避けている。それでも今回のFOMC声明文からは、FRBの使命となつていくデュアルマナデート、すなわち雇用の最大化と物価の安定につ

いて、イエレン議長が持つている明確な認識を読み取ることができる。

冒頭で、インフレ率はFRBの長期目標に近づきつつあるなど、各指標に明るい材料がみられる点を述べているが、雇用統計に関しては失業率の層の低下に言及しながらも「いまだに無視できないほど労働力が活用できていない」状況を指摘している。これは、

今年4-6月期の日本経済の落ち込みは、消費税率引上げ前の駆け込み需要の反動によるもので、当初からわかつていた。現実には経済悪化を示すデータが出てきて、株式市場は7-9月期の回復を期待しながら情勢の推移を見守るだけで、別に気にしないという奇妙な時期であった。

## 今後の景気実勢、企業収益と株式市場

証券

労働参加率の低さや明確な賃金の上昇がみられない、といった労働市場の質を問題にしているものと考えられ、労働経済学の専門家として知られたイエレン議長の本領発揮となる。

ただその反面、本来インフレと雇用はトレードオフの関係にあることが軽視されるのではなにかといった懸念が残る。労働市場の質という木をみるあまり、この2つをバランス感覚という森をみる姿勢で捉えなければ、利上げやバランスシート縮小といった出口戦略のタイムミスを誤る危険は否定できない。

気への不安が高まった。6月の家計の消費支出は同3%減までマイナス幅が縮小した一方、6月の生産は前月比3.3%の大幅な減少となった。ただ、7、8月と回復が見込まれている。このようなミクロの経済データの動きを反映して、8月中旬に発表される4-6月期のGDPは期初の想定を上回るマイナス成長になるだろうが、サプライズということにはなるまい。

ているが、製造業の収益は悪くない。大手製造業は海外での生産、販売の比率が高まり、内需が少々弱くても、十分に稼げる体質を築いているのである。しかし、その分、円相場と企業収益の関係は強まっている。

一方、金融業、銀行や証券会社の4-6月期の収益は落ち込んでいる。株式、債券の証券市場、円・ドル相場などの為替市場の市況膠着、取引低調が響いたという。金融業が市況産業となつて示している。

このように製造業は順調、金融業は二服というのが4-6月期決算の総括といえようが、現段階では通年の収益見通しの修正までには至っていない。すでに国際比較では日本株の株価収益率は割安といえないレベルに達しているだけに、今後の株価上昇のためには企業収益の上方修正という展開が待たれる。

もちろん日本株上昇のためには、アメリカ経済、アメリカ株が今後も順調に推移することが不可欠だ。米経済回復への確信が強まるなかで、すでにQE3の10月終了が決まり、続く金利引上げの模索が始まっている。今後に世界中の注目が集まっているが、日本では「米金利上昇で円安・ドル高」というナリオに期待を寄せる声が高まっている。少なくとも日本株にマイナスとならないことを望みたい。